熊本市雨水貯留施設補助金交付要綱

制定　平成　９年　７月　１日環境保全局長決裁
改正　平成１６年　３月１０日環境保全局長決裁
（略）
平成２５年　３月２９日環境局長決裁
平成２５年　７月１９日水保全課長決裁
平成２８年　３月２５日環境局長決裁
平成２９年　１月２５日環境局長決裁
令和　２年　３月２７日水保全課長決裁
令和　５年　２月　６日水保全課長決裁
令和　５年　３月１３日水保全課長決裁
令和　７年　３月２４日水保全課長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、雨水を利用して既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、又は雨水貯留タンクを新設して雨水の有効利用を図る者に対して熊本市雨水貯留施設補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって地下水の保全及び水資源の有効利用を促進するとともに、雨水の河川等への流出抑制を図ることを目的とする。

２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する事務の取扱いについては、熊本市補助金等交付規則（昭和４３年規則第４４号）の定めるところによる。

（定義等）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条に規定する浄化槽であり、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３１条第２項に基づく国土交通大臣が定めた構造方法（昭和５５年建設省告示第１２９２号）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

⑵　雨水貯留槽　貯留した雨水を飲用以外の散水等として利用するための施設で、既設の浄化槽を転用したものをいう。

⑶　雨水貯留タンク　貯留した雨水を飲用以外の散水等として利用するための施設で、屋根に降った雨水を合計２００リットル以上貯留するものをいう（雨水貯留槽を除く。）。

２　この要綱による補助金の対象となる雨水貯留槽及び雨水貯留タンクは、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　申請者が居住する家屋（共同住宅を除く。）又はその敷地内（敷地内の店舗、工場等の建物を除く。）に設置するものであること。

⑵　貯留した雨水が主に店舗、工場等の利用に供されるものではないこと。

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

⑴　本市に住民登録を有する者

⑵　市内において公共下水道への接続等で不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用できる権原を有する者又は雨水貯留タンクを新設できる権原を有する者

⑶　雨水貯留槽又は雨水貯留タンクの適正な維持管理ができる者

⑷　市税の滞納がない者

⑸　以前にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者又は以前にこの要綱に基づく補助金交付を受けた者で前回の補助金等交付確定通知の日から５年を経過したもの

⑹　熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げるもの（第１３条第４号において「暴力団員等」という。）に該当しないこと

（補助金）

第４条　市長は、前条に規定する対象者が第６条に規定する申請をしたときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金額等）

第５条　次の各号に掲げる施設に係る補助金の額は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　雨水貯留槽への転用１件につき転用に係る費用の２分の１に相当する額（当該額が７０，０００円を超えるときは、７０，０００円）

⑵　雨水貯留タンクの新設１件につき設置に係る費用の２分の１に相当する額（当該額が３５，０００円を超えるときは、３５，０００円）

２　前項に規定する補助金の額を決定する場合において、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設転用工事及び雨水貯留タンク新設工事の実施前に、雨水貯留施設補助金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

（補助金交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容（浄化槽の強度確認等）を審査し補助金交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、雨水貯留施設補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（工事変更等）

第８条　申請者が補助金交付決定の通知を受けた後、工事を中止し、又は工事内容を変更しようとするときは、雨水貯留施設工事中止（計画変更）申請書（様式第３号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更であって、助成事業の目的及び補助金額に変更のないものは、この限りではない。

⑴　雨水貯留タンクメーカーの変更

⑵　雨水貯留タンク容量の変更（変更後の容量が合計２００リットルを下回らない場合に限る。）

⑶　雨水貯留タンクの設置場所の変更（申請した設置場所と同一の敷地内に限る。）

⑷　設置に関する必要部品の変更

⑸　前各号に掲げるもののほか、補助対象経費の１，０００円未満の増減

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査しその可否を決定し、雨水貯留施設補助金交付（不交付）変更承認決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（工事完了届）

第９条　申請者は、雨水貯留槽転用工事及び雨水貯留タンク新設工事を完了した後、速やかに雨水貯留施設工事完了届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出は、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までにしなければならない。

（工事完了検査）

第１０条　市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。

２　市長は前項の規定による検査の結果、工事が補助金交付決定通知書の内容に適合しないと認めるときは、申請者に工事の手直しを命ずることができる。

（補助金の交付確定及び通知）

第１１条　市長は、前条の検査の結果、工事が補助金交付決定通知書の内容に適合していると認めるときは、補助金交付を確定し、雨水貯留施設補助金確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　補助金は、前条による補助金交付確定後、請求に基づき交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１３条　市長は、補助金交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

⑴　この要綱に違反したとき。

⑵　虚偽その他不正な手続きにより補助金交付を受けたとき。

⑶　その他市長が補助金交付を不適当と認めたとき。

⑷　暴力団員等に該当することが判明したとき。

（処分の制限）

第１４条　補助金を受けて雨水貯留槽に転用又は雨水貯留タンクを新設した者は、市長の承認を受けずにその雨水貯留槽又は雨水貯留タンクを処分してはならない。ただし、補助金を交付した年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年３月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１９日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正前の熊本市雨水貯留施設補助金交付要綱様式第１号の規定に基づき作成された用紙は、当分の間使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（期間）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日をもって廃止する。

様式第１号（第６条関係）

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）補助金交付申請書

年　　月　　日

熊本市長　　（宛）

（申請者）
住所
氏名
電話番号

下記のとおり雨水貯留施設設置工事（貯留槽・貯留タンク）補助金の交付を受けたいので、熊本市雨水貯留施設補助金交付要綱第３条の規定に基づき申請します。

なお、この申請にあたり、市税の納付状況について確認することに同意します。

記

１　設置場所　　熊本市
２　工事費　　円
３　補助申請額　　円
４　工事実施予定日　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
５　添付書類
（１）位置図
（２）雨水配管見取り図（雨水貯留槽転用工事のみ）
（３）工事見積書
（４）着工前写真
（５）浄化槽を設置した年及び型式（雨水貯留槽転用工事のみ）
（６）相手方登録申請書
（７）その他市長が必要と認める書類

□熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しないことを誓約します。

……

納税課確認欄

申請者について、次のとおり確認しました。
１滞納なし
２滞納あり　市民税（特徴・普徴）・固定資産税・法人市民税
軽自動車税・事業所税・特別土地保有税
その他
３滞納あり　（分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期　　年　　月　　日）
令和　　年　　月　　日　納税課長

様式第２号（第７条関係）

発　第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）補助金については、審査の結果、下記のとおり交付（不交付）と決定しましたので通知します。

記

１　設置場所
２　交付決定額　　金　　円
３　交付の条件

様式第３号（第８条関係）

雨水貯留施設(貯留槽・貯留タンク)工事中止（計画変更）申請書

年　　月　　日

熊本市長　　（宛）

申請者
住　所

氏　名

電話番号

年　　月　　日に申請しました、雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）工事を、中止（計画変更）したいので下記のとおり申請します。

記

１　計画変更の内容

２　計画変更の理由

様式第４号（第８条関係）

発　第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）補助金交付（不交付）変更承認決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）工事中止（計画変更）については、審査の結果下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　決定内容

２　決定理由

３　決定金額

様式第５号（第９条関係）

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）工事完了届

年　　月　　日

熊本市長　　（宛）

（申請者）
住所

氏名

電話番号

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）工事については、　　年　　月　　日に完了しましたので届けます。

記

１　設置場所　　熊本市

２　添付書類
（１）工事工程写真
（２）請求書または領収書

様式第６号（第１１条関係）

発　第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）補助金確定通知書

　　年　　月　　日付け　　発第　　号で通知しました雨水貯留施設（貯留槽・貯留タンク）工事に対する補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

１　設置場所　　熊本市

２　交付確定額